

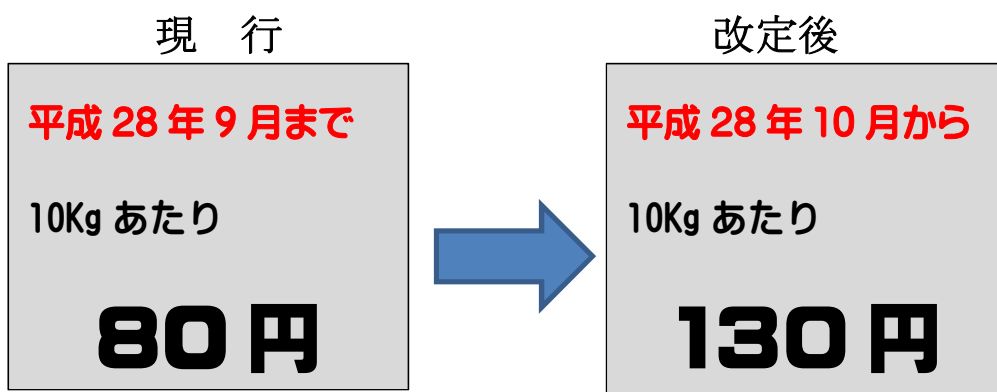
事業者のみなさまへ

事業系一般廃棄物処理手数料 改定のお知らせ

播磨町では、町内の事業所から排出された「事業系一般廃棄物」を「播磨町塵芥処理センター」で受け入れる際、一般廃棄物処理手数料をいただいております。

今回、受益者負担の適正化を図るため、一般廃棄物処理手数料を次のとおり改定しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

●事業系一般廃棄物手数料の額



*加古郡リサイクルプラザに搬入する不燃粗大ごみについても同様です。

*一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託している場合も、委託料金に上記の処理手数料が含まれています。手数料改定に伴う委託料金の変更等については契約業者とご相談ください。

※ 現在、播磨町におけるごみの焼却経費は10kgあたり約300円です。廃棄物の処分費は事業活動に伴う必要経費であることから、焼却経費の概ね5割程度は受益者に負担いただくべき金額との考え方から上記のとおり処理手数料を改定するものです。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条の趣旨をご理解いただき、今後とも更なるごみの減量化、資源化を推進していただきますようお願いいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

問合せ先 播磨町すこやか環境グループ 電話079 - 435 - 2721